

加古川市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱

令和5年9月13日
市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的かつ主体的に実施する公益的な活動（以下「市民活動」という。）を促進し、町内会・自治会（以下「町内会」という。）、市民活動団体、事業者などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして取り組むまちづくりを推進するため、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付申請をすることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5名以上の構成員が補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に関与し、活動を行っている団体。ただし、スタート応援型（学生枠）については、構成員の全てが学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在籍する学生又は生徒をいう。以下同じ。）で構成される団体に限る。
- (2) 団体の運営に関する規約等を定めている団体
- (3) 継続的な活動をしている又は活動をしていく見込みの団体
- (4) 補助事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない団体
- (6) 政治及び宗教上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的としない団体
- (7) 営利活動を目的としない団体

2 補助金の区分がスタート応援型（学生枠）に該当するときは前項第3号の規定を、テーマ設定型又は課題解決型に該当するときは同項第7号の規定を適用しない。

3 団体の構成員のうち、3分の1以上が同じ者で構成される場合は、同一団体とみなす。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第3号の規定は、補助金の区分がスタート応援型（一般枠）に該当するときに限る。

- (1) 社会一般の利益を目的とする事業
- (2) 補助事業の主たる効果が市内で生じる事業
- (3) 補助事業の実施年度から3年間の事業計画を策定している事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市（市の外郭団体を含む。）から委託や他の補助金（補助金に類するものを含む。）を受けている又は受ける予定の事業
- (2) 利益、残余財産等を構成員に分配する事業

- (3) 個人の趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業
- (4) その他公序良俗に反する等、補助事業として適当でないと認められる事業

3 団体がこの要綱に基づき補助金を受けることができるのは、1年度に1事業とする。

4 補助事業は、前3項の規定を全て満たし、加古川市協働のまちづくり推進事業として採択されたものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付申請を受け付けた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち直接補助事業の実施に必要と認められる経費で、市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、荒天等のやむを得ない事情により補助事業が実施できないときは、市長が認めたものは対象とすることができる。

(補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の区分及び額)

第8条 補助金の区分は次に掲げるとおりとする。

(1) 地域協働型 地域の課題解決のために多様な主体と連携して取り組む事業を支援するため、地域団体（町内会、PTAなど、地縁による団体をいう。以下同じ）や市民活動団体を対象とし、補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。ただし、地域団体の場合は協働の相手方は市民活動団体又は同地域以外の地域団体とし、市民活動団体の場合は協働の相手方は地域団体に限るものとする。

(2) スタート応援型（一般枠） 開始から3年未満の事業を行う団体を対象とし、当該活動を軌道に乗せるために補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。ただし、同一団体が実施する同一事業に対する補助回数は2回までとする。

(3) スタート応援型（学生枠） 学生のまちづくり活動を支援するため、学生で構成される団体

が取り組む補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。

- (4) テーマ設定型 市が指定するテーマに基づき実施する補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。
- (5) 課題解決型（行政提案枠） 市が指定する課題を解決するために実施する補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。
- (6) 課題解決型（団体提案枠） 対象団体が提案する加古川市総合計画に合致する補助事業に要する補助対象経費に対して補助を行うもの。ただし、同一団体が実施する同一事業に対する補助回数は3回までとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に相当する額に次の表に定める補助率を乗じて得た額と、総事業費から寄付金その他の収入を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、その額が同表に定める上限額を超えるときは、当該上限額とする。

補助金の区分	補助率	上限額
地域協働型	50%	30万円
スタート応援型（一般枠）	50%	50万円
スタート応援型（学生枠）	100%	20万円
テーマ設定型	100%	100万円
課題解決型（行政提案枠）	50%	100万円
課題解決型（団体提案枠）	50%	100万円

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（庶務）

第9条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 補助申請者及び市長は、この要綱の施行の日前においても第3条第4項に規定する補助事業の採択その他の必要な行為を行うことができる。

（失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第6条関係）

区分	上限・条件
報償費	テーマ設定型・課題解決型のみ対象
交通費	団体の活動拠点から市内の活動場所への移動に要する経費 スタート応援型（学生枠）のみ対象
消耗品費	1品1万円未満の物品
燃料費	
印刷製本費	補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外
通信運搬費	事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外
保険料	
委託料	
使用料 賃借料	
備品購入費	1品1万円以上の物品 スタート応援型のみ対象
その他	上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの